

寄付金控除のお知らせ

当法人への寄付金は、公益目的事業を支援する為に支出された「特定公益増進法人への寄付金」として取り扱われ、下記の通り税制上の優遇措置(寄付金控除)の対象となります。

(当法人は税額控除適用団体の認定を受けていないため「税額控除」は選択できません。)

□税制上の優遇措置

(1)個人の場合

I. 所得税の控除

個人が当財団に対して 2,000 円を超える寄付を行った場合、「寄付金額－2,000 円」を所得から控除することができます。

他の特定公益増進法人等に対する寄付金も含みますが、上限は寄付者の総所得金額等の 40%相当額です。

II. 住民税の控除

一部の地域の方は住民税の控除も受けられます。詳細は住所地の都道府県、市区町村にお尋ねください。

(2)会社の場合

法人税の別枠の損金算入が受けられます。

通常の寄付金の損金算入限度額①とあわせて別枠で算出した限度額②が損金に算入されます。

① (資本金額等 × 当期月数 / 12 × 2.5 / 1,000 + 所得の金額 × 2.5 / 100) × 1/4
+

② (資本金額等 × 当期月数 / 12 × 3.75 / 1,000 + 所得の金額 × 6.25 / 100) × 1/2

※住民税・事業税は上記の取り扱いを受けて計算されます。

□適用を受けるための手続き

- (1) 寄付をした翌年の 3 月 15 日までに、下記添付書類を添えて管轄の税務署へ確定申告をしてください。
- (2) 確定申告が必要でない給与所得者又は年金所得者で、個人住民税の寄付金控除の適用のみを受けようとする場合も、1 月 1 日現在お住まいの市区町村へ、下記添付書類を添えて申告してください。

【添付書類】

1. 当法人が発行した領収書又は寄付金受領証明書
2. 内閣総理大臣による公益認定書の写し

※1・2ともに、随時発行させていただきます。

(監修：松野税理士事務所)

【問い合わせ先】 公益財団法人 小堀遠州顕彰会

T E L : 03-6228-1208

Email : kenshokai@enshuryu.com

F A X : 03-3260-3510

H P : <https://www.koborienshu.org/>